

第 3 6 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 8 年 6 月 1 0 日

第36回農業委員会（総会）

令和8年6月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第13号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告） … 1件
- 第 3 報告第14号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告） … 2件
- 第 4 報告第15号
農地法第18条第6項の規定による賃借権の解約通知について（報告） … 2件
- 第 5 議 第13号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 6 議 第14号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 6件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一	13 番	奥村 次一
14 番	堀 裕子				

・会議に欠席した委員

12 番	木下 弥生
------	-------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	平井 重己	8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春
10 番	一浦 秀樹				

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	柳原 崇志	主任	寺田 新一
------	-------	----	-------	----	-------

事務局長

では、只今から第36回草津市農業委員会総会を開催します。

感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

その他、会議途中に、体調がすぐれず発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

本日、12番 木下弥生委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを報告します。

推進委員1番 辻善一委員は、自宅からのZOOMにより、参加いただいておりますことを報告します。

一言、委員の皆様にご挨拶いただけますでしょうか？

(辻委員 挨拶)

事務局長

本日は、傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長

では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、今井会長よりお願いいたします。

会長

本日はみなさま公私ともにお忙しい中、総会にご出席いただきましてありがとうございます。田植えも一部残っておりますけれども、山場を越えたことと思います。滋賀県も6月4日に梅雨入りが発表されまして、恵みの雨とともに、本格的な夏の営農期を迎えるということになります。

また6月としては異例な早さで台風が接近し、県内でも強風、まとまった大雨に見舞われました。みなさまにおかれましては、麦の収穫作業や田植え後の管理等にご苦労様されたことと思います。

本日もよろしくお願いいたします。

会長

ただいまから、第36回 草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りです。

では、これより日程に基づき、議事を進めます。

議事にかかる図面については、いつものようにタブレット端末で確認いた

だきますよう、お願いします。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号5番中島春樹委員、議席番号13番 奥村次一委員、以上の兩人を指名いたします。

会長

次に、日程第2報告第13号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第13号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

なお、「届出」とは、農地に関する権利の変動や利用状況について、行政機関にその事実を報告することをさし、「許可」とは異なり、行政機関からの事前の承認や審査を必要としないものとなっていますが、農地法の主旨に鑑み、隣接・下流域の農地の被害防除対策が講じられているかについて確認しています。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページです。

番号1番は、矢橋町に住所を有する届出人が、共同住宅を目的として、所有する矢橋町地先の田1筆943㎡を転用されようとするものです。

届出地は、住宅街が形成されている地区の農地です。

北側の道路側以外の3面には、L型擁壁を設置し、最大で2m程度の盛土を行われます。

雨水排水は、北側に雨水樹を設け、北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路、宅地と西側は届出人が所有する田です。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は5月19日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第13号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第14号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

なお、「届出」とは、農地に関する権利の変動や利用状況について、行政機関にその事実を報告することを指し、「許可」とは異なり、行政機関からの事前の承認や審査を必要としないものとなっていますが、農地法の主旨に鑑み、隣接・下流域の農地の被害防除対策が講じられているかについて確認しています。

今月の届出は、2件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、青地町に住所を有する譲受人が、貸露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する、青地町地先の田1筆448㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣接する東側の農地は譲渡人が所有されており、近々、隣接地の東側を含めて一体で貸露天駐車場として、利用されます。なお、隣接地の農地転用は後日、提出される予定です。

隣接地は、道路、宅地、田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

最大で90cm程度の盛土で、西側と南側はのり面処理されます。

雨水排水は、南側に側溝を設け雨水桝から、道路側溝へ放流されます。

番号2番は、北大萱町に住所を有する譲受人が、共同住宅を目的として、譲渡人が所有する、新浜町地先の田1筆、915㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、住宅街が形成されている地区の農地です。

隣地に合わせ90cm程度盛土をされ、雨水排水は、北側2か所にU字溝と雨水桝を設け、北側と東側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路、宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は5月18日付、番号2番は5月26日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第14号を終わります。

会長

次に、日程第4報告第15号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第15号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

今月の通知は、2件です。議案書は4ページです。

番号1番と2番の賃貸借の解除通知は、農地中間管理事業を介する農地の転貸にあたり、同事業を担う、公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金を介した賃貸人と賃借人の間における対の解約通知となっていますことから、一括にて説明させていただきます。

上笠一丁目に住所を有する番号1番の賃借人は、番号2番の賃貸人が所有する集町地先の田1筆1,071㎡に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を介して、農用地利用集積等促進計画により、これまで賃貸借権の設定をされておりましたが、今回、合意解約がなされました。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

会長 (質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第15号を終わります。

会長 次に、日程第5議第13号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第13号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。
今月の申請は、2件です。議案書は、5ページです。

番号1番は、南草津プリムタウン三丁目に住所を有する譲受人が、京都市および大津市にそれぞれ住所を有する譲渡人2名が共有し、自己の所有する、北山田町地先の田1筆2,314㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、近隣で農地を探していたところ、規模縮小する譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、果樹を栽培される予定です。

番号2番は、下笠町に住所を有する譲受人が、京都府宇治市に住所を有する譲渡人が自己の所有する、下笠町地先の畑1筆476㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、近隣で農地を探していたところ、規模縮小する譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、季節野菜を栽培される予定です

今回の各申請における、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、2番は現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

番号1番は、新規就農者となるため、営農計画書等で確認しております。

第2号の法人要件については、今回はいずれも該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件については、各案件とも、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、各案件とも、生産組合長より同意をいただいております。

以上のことから、各案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可

要件は全て満たしております。また、各許可申請につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5番
中島

果樹を栽培されるということです。現地確認させていただきましたが、何の問題ありません。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員をお願いします。

8番
田中

事務局から説明がありましたとおりです。譲受人の方のご自宅が東側にありまして、以前から耕作されておられました。今回売買の話がまとまり申請をされました。問題はありません。

会長

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第13号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第13号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第6議第14号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第14号農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたします。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

なお、許可とは、ある行為を行うために、事前に行政機関の審査を受け、承認を得る必要があるもので、許可がなければ、その行為は原則として無効または違法となります。

今月の申請は、6件です。議案書は、6～7ページです。

番号1番は、大津市唐崎一丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、譲渡人が所有する、山寺町地先の田1筆456㎡を、露天資材置場を目的として、賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

譲受人は、申請地の湖南エリアにおいて、専用住宅の建設を予定しており、L型擁壁やU字溝の構造物等の土木建設資材の保管場所がないことから、周辺で露天資材置場用地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、本申請をなされました。

道路高に合わせ、40cm程度の盛土を行われ、周囲はのり面処理をされます。雨水排水は、基本、自然浸透で対応されますが、北側に集水桝を設置し、北側の道路側溝に放流する計画です。

隣接地は既に農地転用が提出されていることから、隣地承諾は不要です。

番号2番は、大津市神領一丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、譲渡人が所有する、集町地先の田1筆1,071㎡を、露天資材置場を目的として、売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、申請地の湖南エリア、湖南市で計画2,100㎡において、専用住宅の建設を予定しており、建設残土やU字溝の構造物等の土木建設資材の保管場所がないことから、周辺で露天資材置場用地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、本申請をなされました。

大半は既存の田の土を改良し固め、市道の両面に接する箇所には、最大30cm程度の盛り土を行われます。

雨水排水は、基本、自然浸透で対応されますが、西側の塩ビ管から、西側水路を通じて放流されます。

隣接地は宅地と田があり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号3番から5番は隣接しており、転用目的が同じであるため、構造物の設置等はまとめて説明します。

番号3番は、栗東市荻原と集町に住所を有する譲受人の2名が連名で、専用住宅の建築を目的として、譲渡人が所有する集町地先の田1筆273㎡を、使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

譲受人の1名と譲渡人は親子です。

番号4番は、栗東市蜂屋に住所を有する譲受人が、専用住宅の建築を目的として、譲渡人が所有する集町地先の田1筆231㎡を、売買にて取得し、転用されようとするものです。

番号5番は、守山市岡町に住所を有する譲受人が、専用住宅の建築を目的として、譲渡人が所有する集町地先の田1筆231㎡を、売買にて取得し、転用されようとするものです。

番号3番から5番に共通して、隣地との境界には、L型擁壁およびコンクリートブロックを設置されます。

また、道路高に合わせ、70cm程度の盛土を行われます。

雨水排水は、申請地内南側に雨水桝を設け、南側の道路側溝に放流する計画となっております。

隣接地は宅地と田があり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

番号6番は、野路東四丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、譲渡人が所有する、長束町地先の畑1筆117㎡を、露天資材置場を目的として、売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、特に草津市において、専用住宅の建設を予定しており、建設残土やU字溝の構造物等の土木建設資材の保管場所がないことから、周辺で露天資材置場用地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、本申請をなされました。

最大30cm程度の盛土を行われ、西側はのり面処理をされます。

雨水排水は、基本、自然浸透で対応されますが、西側に素掘り側溝を設け

られます。

隣接地は宅地と田があり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

今回の各申請における、農地区分についてですが、番号1番から6番とも、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

また、一般基準については、番号1番から6番までの全て工事見積書が添付されており、番号1番と6番は通帳の写しの添付があり、番号2番は残高証明、番号3番は通帳の写しと融資証明、番号4番と5番は融資証明が添付されており、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、各案件とも農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員、お願いします。

1番
奥村

5月14日現地確認をさせていただきました。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりであります。隣地および周辺はすべて露天資材置場となっております。今回の申請も露天資材置場ということでありますし問題ないと思います。

会長

番号2番から5番までの案件につきましては、議席番号7番 私、今井修が説明いたします。

7番
今井

番号2番の案件でございますが、内容につきましては事務局から説明がありましたとおりであります。5月12日に現地確認をいたしました。隣地承諾もきちんと得られているということでもあります。このあとの案件3番、4番、5番の案件と隣接しておりまして、一帯が開発されていくということでありまして、この露天資材置場の申請に問題はないと確認いたしました。

3番、4番、5番の案件でございますが、内容は事務局から説明がありましたとおりであります。周辺の農地に及ぼす影響もないと確認いたしております。4月2日現地確認をさせていただきました。

会長 番号6番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員お願いします。

10番 5月8日現地確認をさせていただきました。事務局から説明がありました
田中 とおりであります。何も問題はありません。

会長 では、これより、質疑に入ります。
 ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

14番 番号2番、3番、4番、5番の位置関係についてお伺いします。番号2の
堀 案件に隣接して番号3番、4番、5番の案件があると思うのですが、それ
 いうと個々の図面の地番が逆になっているのではないのでしょうか。

事務局 位置関係が間違っております。申し訳ございません。

会長 その他、御意見・御質問はございませんか。

8番 地図の隙間には何か意味はありますか。
田中

事務局 特に意味はございません。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
 ただいま議題となっております議第14号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
 よって、議第14号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可

をすることについて」番号１番から６番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 １４時３０分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和8年6月

会 長 今井 修

署 名 委 員 中島 春樹

署 名 委 員 奥村 次一